

全建事発第 103 号
平成 28 年 12 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公印省略〕

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

建設業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況であり、資金需要の増大が予想される冬期を迎える、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要とされます。

加えて、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、基本理念として、適正な額の請負代金での下請契約の締結等が受注者の責務として規定されております。

国土交通省では、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行っております。

また、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」の策定等、元請下請関係の適正化の推進に努めているところです。

しかしながら、依然として元請下請間においては、不適切な下請取引や下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘されるとともに、不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられ、建設業における労働災害も長期的には減少してきてはいるものの、ここ数年は増減を繰り返していることから、施工管理のより一層の徹底が求められているところです。

以上を踏まえ、この度、国土交通省から本会に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努めるよう依頼がありました（別添1）ので、貴会会員企業の皆様に対する周知方よろしくお願ひ申し上げます。

また、下請代金の決定に当たり、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について（別添2）も、併せて周知いただきますよう重ねてお願ひ申し上げます。

以 上